

第14号議案

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中間
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 327 365 359">附 則</p> <p data-bbox="232 414 461 446">(職員の経過措置)</p> <p data-bbox="185 458 1106 619">第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p data-bbox="1218 327 1312 359">附 則</p> <p data-bbox="1180 414 1408 446">(職員の経過措置)</p> <p data-bbox="1133 458 2054 619">第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>